

第 2 号様式(1)-③
(単体発注・事後審査型)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 2 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 業務概要

(1)	業 務 名	普天間飛行場跡地利用水循環機構調査検討業務委託	
(2)	業 務 場 所	宜野湾市内	
(3)	業 務 内 容	水文調査 一式 (別冊仕様書のとおりに。)	
(4)	履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで	
(5)	発 注 形 態	単体発注	
(6)	資 格 審 査 方 法	事後審査型	
(7)	そ の 他 適 用 の あ る 法 令 、 制 度 等 〔 本案件は、右表のうち、 ○印を付した制度等の 適用がある。 〕	○	最低制限価格 制度 ※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。 ※令和 7 年 3 月 31 日付けで、最低制限価格が改正されました。詳しくは、技術・建設業課ホームページをご参照下さい。
			議会議決 ※本業務に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。
			準備手続 (予算成立前) ※本手続は、次年度当初（補正）予算成立を前提とした年度開始（予算成立）前からの準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において当初（補正）予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初（補正）予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。
			準備手続 (交付決定前) ※本手続は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続であり、交付決定後に効力を生じる事業である。したがって、交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。
			準備手続 (繰越承認前) ※本手続は、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続であり、議会承認後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において、本業務に係る予算の繰越承認が否決された場合は、延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越(翌債)手続の関係上、入札を延期する場合がある。
			債務負担行為業務 ※本業務は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける業務である。
(8)	適 用 す る 労 務 単 価	令和7年3月労務単価 ※本業務の予定価格は左記に示す公共工事設計労務単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。 なお、新労務単価が適用された場合、本業務の受注者は業務委託契約書に基づき、新労務単価に基づく契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができる場合がある。	

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1)	業 種 区 分	土木関係コンサルタント			(1)の業種において(3)に表示する年度に沖縄県の建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿への登録があること。 なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
(2)	等 級	—			
(3)	測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿	令和 7 ・ 8 年度			
(4)	登 録 業 種	「建設環境」又は「河川・砂防及び海岸・海洋」			
(5)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。				
(6)	入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。				
(7)	入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第 3 条第 2 項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (ア)子会社等(会社法（平成17年法律第86号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同法同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合 (イ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第 2 条第 7 項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。 (ア)一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (i) 会社法第 2 条第11号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (ii) 会社法第 2 条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (iii) 会社法第 2 条第15号に規定する社外取締役 (iv) 会社法第348条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までの掲げる者に準ずる者 (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合				
(8)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するコンサル又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。				
(9)	施 工 実 績	対 象 期 間	自 令和2年4月1日 至 令和7年7月2日		左記の期間内（公告日時点で契約中の業務は含む。また、再委託による業務の実績は含まない。）に下記の対象同種業務について、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務 1 件以上の実績を有さなければならない。
		対 象 同 種 業 務	国・地方公共団体等における「地下水」観測に関する業務実績を有するもの。ただし、地すべり対策事業における地下水観測業務は対象外とする。		
(10)	配 置 予 定 技 術 者	資 格 区 分	管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門のうち「建設環境」又は「河川、砂防及び海岸・海洋」）若しくは、R C C M（「建設環境」又は「河川、砂防及び海岸・海洋」部門）の資格を有するものでなければならない。なお、管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。		
(11)	そ の 他 の 条 件 〔 右表のうち、○印を付 〕		○	地域要件	(ア) 沖縄県内 (イ) 本店 左記の(ア)に示す地域内に、(イ)に示す事業所が存在すること。
(12)	取 扱 け 案 件		以下の業務を落札した者は、本業務の落札者となることはできない。 ・なし		

3 入札手続等

(1) 手続方法	紙入札	本業務は紙入札方式の案件である。		
(2) 設計図書の配布	期 間	自 令和7年7月2日 ～ 至 令和7年7月17日		
	配 布 方 法	沖縄県ホームページに掲載する。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025074/1032419/index.html		
	問 い 合 せ 先	沖縄県企画部県土・跡地利用対策課 跡地利用推進班	電話番号	098-866-2040
(3) 入札期日等	持参による場合 (紙入札)	持 参 日 時	令和7年7月17日 (木) 9:50	
		持 参 場 所	沖縄県庁舎 7 階企画部第1会議室	
	入札の方法	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。		
	紙入札時の 注意事項	(1) 業務費内訳書は、上記の入札締切日時までに、県土・跡地利用対策課跡地利用推進班へ提出すること。提出がない場合、入札が無効になることがある。 (2) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (3) この公告の記載に従い、入札書、委任状には業務名及び業務場所を記入すること。 (4) 入札書のくじ番号(任意の数字3桁)を必ず記入すること。 (5) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。		
	業務費内訳書の 提出	(1) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書（様式自由）を提出すること。 (2) 業務費内訳書には、作成年月日、業務名、業種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。 (3) 提出された業務費内訳書について、契約担当者（これらの者の補助者を含む。）が説明を求めることがある。		
(4) 入札の辞退等	紙入札手続後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届（任意様式）を提出すること。 また、落札決定までの間に別の業務を落札したことにより、配置予定技術者を本業務に配置できなくなった場合は、直ちに6-(1)の問い合わせ先に報告すること。当該報告がなく、本入札の手続が落札決定まで至った場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（※）」に基づく指名停止を行うことがある。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集＞1-4】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html			
(5) 開札日時	令和7年7月17日 (木) 10:00			
(6) 落札候補者の選定 及び事後審査の実施	開札後、落札決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）に対し、一般競争入札参加資確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、入札参加資格の確認を行う（以下「事後審査」という。）。 なお、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。 事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者又はくじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。事後審査は、落札候補者のみ行うものとする。			

(7) 審査にかかる 申請書等の提出	開札後、落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、以下のとおり申請書等の提出を求める。提出期限までに当該申請書等を提出しない者は、無効とする。 なお、当初申請書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は別途通知する。			
	通 知 日	令和7年7月17日 (木) 17:00 まで(予定) ※書面で通知する。		
	提 出 期 限	令和7年7月22日 (火) 17:00 まで		
	提 出 先	沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁舎7階 沖縄県県土・跡地利用対策課 跡地利用推進班 098-866-2040	提出 部数	1部
	提 出 方 法	持参。担当者に事前に連絡をすること。		
(8) 入札参加資格の確認	入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、書面で通知する。 令和7年7月23日 (水) (予定)			
(9) 落札者の決定方法	事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。			
(10) 本入札に係る資料の 取扱い	ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 イ 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。 ウ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は、入札参加資格なしとなり、落札者となることはできない。 エ 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。 オ 提出された申請書等は、返却しない。			
(11) その他	本業務の入札に係る様式については【沖縄県土木建築部入札・契約関係例規集＞様式集】から取得すること（入札書様式内のくじ番号は未記入でよい）。 https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1012089/1015978.html			

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の 要否		免除（沖縄県財務規則第100条第2項第4号） ※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。
		○	以下により納付の必要あり。（沖縄県財務規則第100条）
	沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。 入札保証金の金額等は、見積る契約金額※の100分の5以上（契約保証の予約にあっては100分の10以上）とする。 ※見積る金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。 ただし、沖縄県財務規則第100条第2項に該当する場合は免除とする。 ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合。 イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合。 なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア～イのいずれかに係る書類の提出のない者 (2) 入札保証金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合 (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合 また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。		
	入札保証金 (現金の場合)	提出期限	令和7年7月16日（水）16:00 まで
		提出先	沖縄県庁舎7階 沖縄県県土・跡地利用対策課 跡地利用推進班 098-866-2040
		提出方法	①令和7年7月9日(水)16:00 までに「入札保証金納付書発行依頼書」及び「債務者登録票」を提出（提出方法は、持参、メール、FAXによる。メール又はFAXの場合は、送付した旨を電話で連絡すること）。 ②県が発行する「歳入歳出外現金払込書」により金融機関で納付後、上記提出期限までに当該受領書（写）を提出すること（提出方法は、持参、メール、FAXによる。メール又はFAXの場合は、送付した旨を電話にて連絡すること。）。 〔送付先〕 （FAX）098-866-2559 （メール）aa015008@pref.okinawa.lg.jp ③入札保証金（現金の場合）の詳細は「入札保証金説明書」の記載内容を確認すること。 【沖縄県土木建築部契約関係例規集>2-13】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html
	入札保証保険証券・入札保証書・契約保証予約証書	提出期限	令和7年7月16日（水）16:00 まで
		提出先	沖縄県庁舎7階 沖縄県県土・跡地利用対策課 跡地利用推進班
		提出方法	持参、郵送（配達を確認できる方法にて送付すること）、メール又はFAX（いずれの場合も、提出期限までに確実に届く方法とすること）。 なお、メール又はFAXによる提出の場合、送付した旨を電話にて連絡するとともに、原本は入札日当日に持参すること。
		その他	保険期間又は保証期間は、入札日から2か月とする。
過去2箇年の間に履行期限が到来した国又は地方公共団体等との実績により免除に該当する場合	提出期限	令和7年7月16日（水）16:00 まで	
	提出先	沖縄県庁舎7階 沖縄県県土・跡地利用対策課 跡地利用推進班	
	提出方法	同上（入札保証保険証券・入札保証書・契約保証予約証書の欄）	
	その他	沖縄県財務規則第100条第2項第3号に該当する実績を、配付資料『地方公共団体等契約状況』に記載の上提出すること。	
有価証券等	受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。		
(2) 契約保証金	契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条第1項及び土木設計業務等委託契約約款第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、同財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、免除とする。		

5 その他の事項

(1) 配置予定技術者の確認	病気、死亡、退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、2（10）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。	
(2) 入札の無効	本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 また、申請書等に虚偽の記載があった場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」（※）に基づく指名停止を行うことがある。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集＞1-4】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html	
(3) 支払条件	前 金 払	金額の30%以内
	中 間 前 金 払	なし
	部 分 払	「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数
(4) 火災保険等の要否	要 ・ ☒ 否	
(5) 契約締結の時期等	(1) 本業務に係る契約は、落札者の決定後7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 議会議決を要する契約の場合、落札者は、落札決定後7日以内に記名押印した仮契約書の案を提出すること。 (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。	
(6) 業務委託料の変更等	本業務の契約締結後、本業務の業務委託料の変更協議をする場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する業務の予定価格の算定は、本業務の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連業務の設計額に乗じた額で行う。	

6 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続に関すること	問 い 合 せ 先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎7階 沖縄県企画部県土・跡地利用対策課 跡地利用推進班 電話：098-866-2040	
(2) 上記(1)以外に関すること	質 問 書 提 出 先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎7階 沖縄県企画部県土・跡地利用対策課 跡地利用推進班 FAX：098-866-2559	
	問 い 合 せ 先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎7階 沖縄県企画部県土・跡地利用対策課 跡地利用推進班 電話：098-866-2040	
	提 出 期 間	令和7年7月2日（水）から 令和7年7月8日（火） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで	
	提 出 方 法	電送（FAX又はメール（代表アドレス：aa015008@pref.okinawa.lg.jp））又は持参 ※電送で提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。	
	回 答 方 法	質問に対する回答書は以下の期間、沖縄県ホームページに掲載する。 ※https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025074/1032419/index.html	
		期 間	回答日から 令和7年7月17日（木）まで ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

7 苦情申立て

(1) 入札参加資格が無いと認められた者がその理由に対して不服がある場合	入札参加資格が無いと認められた者は、入札参加資格が無いと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。	
	提出期限	入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
	提出先	沖縄県企画部県土・跡地利用対策課 跡地利用推進班
	提出方法	苦情申立書（様式自由）を持参又は郵送（提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。）。
(2) 再苦情申立て	上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、再苦情申立書（様式自由）により契約担当者に対し、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てに係る審議は、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会で行う。 ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口： 沖縄県企画部県土・跡地利用推進課 跡地利用推進班 受付時間： 午前9時から午後5時まで イ 再苦情申立てに関する書類等の配布場所 沖縄県企画部県土・跡地利用推進課 跡地利用推進班 電話 098-866-2040	